**沼ノ端交流センター（北栄児童センター）の貸館にかかる利用料金及び　　　　　　　　　　　　　　　　申請に対する審査基準・標準処理期間・利用及び処分基準について**

「苫小牧市沼ノ端交流センター」（以降同センター）は、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社が、苫小牧市より指定管理者の選定を受け、管理・運営をしている施設であります。

これにより、苫小牧市沼ノ端交流センター条例の規定に基づき、同センターの使用許可及びその取り消し等に関する業務（第12条）も担っていることから、同センターの貸館につきまして、下記のとおり貸館利用料金及び申請に対する審査基準・標準処理期間・処分基準について明示いたします。

【貸館利用料金】　※ 法的根拠（苫小牧市沼ノ端交流センター条例第5条）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 施設 | 9：00～13：00 | 13：00～17：00 | 17：00～21：00 | 9：00～21：00 |
| 北栄児童センター | 遊戯室 | 2,000円　　　（1,000円） | 2,600円　　　　　（1,300円） | 3,000円　　　　　（1,500円） | 6,400円　　　　　（3,200円） |
| 調理室　　活動室　　　スタジオ | 500円　　　（200円） | 650円　　　　　（300円） | 750円　　　　　（300円） | 1,600円　　　　　（800円） |
| 沼ノ端交流センター | ミーティングルーム（1～4） | 700円　　　（300円） | 1,000円　　　　　（500円） | 1,300円　　　　　（600円） | 2,600円　　　　　（1,300円） |

* 児童・幼児が活動している時間帯は、利用できない場合もあります。
使用料の他に暖房料金が１０月１５日から翌年５月１５日の間かかります。
暖房料金は各施設の使用料の２分の１に相当する額（かっこ内の額、１０円未満切り捨て）です。

【沼ノ端交流センター（北栄児童センター）の貸館申請に対する審査基準・標準処理期間・処分基準】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 法令名 | 根拠条項 | 許認可等の種類 | 審査基準 | 標準処理期間 |
| 苫小牧市沼ノ端交流　　　　　　　　　　　　センター条例 | 第12条　　　第2項 | ・使用許可及びその取消し等に関する業務 | 利用基準 | 1日 |
| 苫小牧市児童館条例 | 第13条　　　第1項　　第3項　　第4項 | ・料金の収受　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |  | 1日 |
| ・利用料金額の決定行為 | 利用基準 |
| ・利用料金の免除等の決定 |  |

【利用基準】

〇 貸館の利用ができるのは団体・個人の方です。

〇 貸館の利用にあたり、以下の行為を禁止します

　・公の秩序又は善良の風俗を乱す行為

　・施設又は設備を損傷し、または滅失する行為

　・目的外利用、虚偽申請

　・同センターに相応しくない会議、集会等

　・その他、施設の管理上支障がある行為、施設管理者が適当と認めない行為

〇 貸館使用料の免除について、以下のとおりとします。
・苫小牧市沼ノ端交流センター条例に規定されている子ども会
・母親クラブ等の地域組織活動の育成団体

・町内会館を持たない町内会が総会、役員会、敬老会を行う場合

・その他、指定管理者が公益上特に必要と認めた場合
　※ これらの団体の使用については貸館利用料は必要ありません。

〇 貸館を利用するには、指定する申請書に必要事項を記入し、同館に提出しなければならない。なお、その際には貸館利用料金を前納することを基本原則とする。

* 窓口及び電話での仮予約は応じないものとしております。

【処分基準】

　　〇 施設の管理上支障があるときは、使用の許可は出来ません。また、既に許可している場合で

も、次の場合は許可の取り消しまたは以降の利用を制限いたします。

　・利用基準の条件を満たさないまたは順守していない場合

　・目的外利用、虚偽申請が申請後に明らかになった場合

　・施設管理者の指示に従わない場合

苫小牧市沼ノ端交流センター（北栄児童センター）指定管理者

シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社